

不適正な施工についての全体経過

月 日	事 実 経 過
H29. 4. 4	22 件の水道工事において不適正な材料が使用されている旨の外部通報を受理。 ・ 通報内容 1) : 工事現場において、埋戻土として改良土を使用せずに掘削時に発生した残土をそのまま使用している、また、上層路盤材として粒度調整砕石 (M25) を使用せずに再生砕石 (RC) を使用している
H29. 4.14	22 件の水道工事に対し、通報のあった工事の当該材料に関する工事関係書類を調査し、問題がないことを確認。
H29. 5.11	22 件のうち、通報者から指定のあった工事 (工事名称 : 沢之町 2 丁目外 150mm その他配水管布設工事、以下、「当該工事」という。) について、通報者と現地確認したところ、以下の追加通報を受けた。 ・ 通報内容 2) : 水道管を設計図書に定められた形態で布設しておらず、受注者から水道局に提出された完成図書もその実態と相違している ・ 通報内容 3) : 工事で不要となったコンクリート殻を取り除いて処分せず土中に放置している
H29. 5. 9 ~ H29. 5.19	22 件の工事を受注している計 11 社に対してヒアリングを実施。 ・ 全ての受注者から、通報内容 1) ~ 3) について、不適正な材料使用及び施工の事実はないとの回答。
H29. 7.12	当該工事の受注者および下請業者に、再ヒアリングを実施。 ・ 通報内容 2) については、担当者間の伝達ミスがあった可能性があり、配管形態と完成図書とが異なっている可能性があるとの回答。 ・ 通報内容 1)、3) については、不適正な材料の使用及び施工の事実はないとの回答。
H29. 8.24	5 月 11 日の現地確認とその後のヒアリングにより、当該工事において配管形態が無断で変更された可能性が高まったことを受け、掘削調査を実施するため、「沢之町 2 丁目外 150mm その他配水管布設工事における調査に係る覚書」を当該工事の受注者と締結。
H29. 9. 5	当該工事の掘削調査を実施。掘削の結果、以下の点が判明。 ア 実際に布設されていた水道管の配管形態が、設計図書とは異なる形態であったとともに、完成図書に記載された形態とも相違していること イ 掘削範囲内において、コンクリート殻は確認されなかったものの、本来取り除いておかねばならないアスファルト殻 (3 片) が放置されていること なお、通報内容の 1) については、目視 (見た目) による判別が不可能なため、

	実際に現場で使用されていた（埋め戻されていた）材料を採取し、別途、成分分析等の調査を実施。
H29. 9. 7	当該工事の受注者および下請業者に、再ヒアリングを実施。 ・ 通報内容 2)、3)については、事実を認める。 ・ 通報内容 1)については、不適正な材料の使用の事実はないとの回答。
H29. 9. 13	配管形態の無断変更(通報内容 2))について、「大阪市競争入札参加停止措置要綱」に基づき、受注者及び下請負業者に対して2か月の競争入札参加停止措置。
H29. 11. 1 ~2	採取した材料の調査結果について、専門家（学識経験者2名）より意見聴収。 ・ 調査結果に基づく水道局の検証結果は「妥当」との意見。
H29. 11. 2	採取した材料の調査結果および専門家からの意見より、以下の点について判明。 ウ 「埋戻土」については、当該工事で掘削時に発生した残土がそのまま埋め戻されたものではなく、改良土が使用されていたものの、受注者より当局に提出された品質試験成績書の粒度分布（どのような大きさ（粒径）の粒子が、どのような割合で含まれているか）とは異なること エ 「上層路盤材」については、再生砕石（RC）が使用されており、当局の土木工事共通仕様書で定める「粒度調整砕石（M25）」とは異なること
H29. 11. 7	当該工事の受注者および下請業者に、再ヒアリングを実施。 ・ 通報内容 1)について、当局が実施した使用材料に関する調査結果を受け入れる。 原因については引き続き調査中。